



八王子市からのお知らせ

八王子市でも空き家が増えています

空き家の発生原因の多くは、長期入院や突然の相続等であり、実は誰にでも起こりうる問題です。空き家期間が長期化すると管理不全の空き家となり、近年は草木の越境などの近隣トラブルに関する相談が増えています。

また、管理不全が原因で損害を与えた場合は賠償金を請求されるおそれがあるほか、今般の法改正により、管理不全の空き家として「勧告」を受けると固定資産税等が高くなります。



耐震性は大丈夫？

昭和 56 年(1981 年)5 月以前に建てられた古い耐震基準の建物は、震度 6～7 の地震※に耐えられない可能性があり、将来誰かに引き継ぐにしても、耐震性を確保する必要があります。なお、耐震改修工事に対しては、上限 100 万円までの補助があります。

※M7 クラスの首都直下地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%と高い数字で予想されています。

一緒に住まいの今後について考えてみませんか？

問合せ先

〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課

TEL042-620-7260 FAX042-626-3616

詳しくは裏面へ➡



住まカツノートで元気なうちから対策を

管理不全な自宅・空き家とならないためには、所有者が元気なうちの対策が欠かせません。良好に管理・引継ぎができるように「住まいの活用ノート(住まカツノート)」を使って対策を進めていきましょう。

ノートは、住宅政策課または右の二次元コード（要印刷）から入手できます。→



◆住まいの活用相談所(略称:住まカツ)

住まいの有効な活用方法(相続・売却・賃貸・管理等)について、市と協定を締結している不動産の専門家に、安心して相談できる窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

【住まカツ相談窓口】

まずはご連絡を！

相談無料※

- ・(公社)東京都宅地建物取引業協会 第12ブロック 八王子支部
☎042・548・1251
受付／月～金曜日(祝休日を除く)9:30～16:30
- ・(公社)全日本不動産協会 東京都本部 多摩南支部
☎042・623・7357
受付／月・火・木・金曜日(祝休日を除く)10:00～16:00



※各種契約等に必要な費用については、相談者の負担となります。

主な相談例



- ・将来、自宅のことで子どもたちに迷惑をかけたくない・・・
- ・長期入院などで不在になったとき、この家はどうやって管理したらいいの？
- ・実家を相続したけれども、何か有効な活用方法はないの？

詳細は右の二次元コードから →



◆空き家対策セミナー＆個別相談会

「てくポ」対象イベント

都に採択された事業者と共催で、相続や売買・賃貸等の活用方法をテーマとした自宅や実家を空き家にしないためのセミナーと個別相談会を開催します。ぜひご参加ください。

※要事前予約、参加費無料

「自宅・実家のこれからを考えよう」～実践編～

日時：令和6年(2024年)1月20日(土) 10:30～16:30

会場：東京たま未来メッセ 第1会議室

- 内容：①セミナー「世代をつなぐ不動産活用法」
②セミナー「無理のない生前整理と家族の負担にならない遺品整理」
③専門家による個別相談ブース

申込先：ネクスト・アイズ株式会社

☎0120・406・212、または右の二次元コードから

ホームページからの
お申し込みはこちら

